別記3　走査線数が1125本であって、走査方式が順次の場合の垂直同期信号

垂直同期信号に関する規定

記号	項　目	規定値
H	1ライン期間（T）	2200
h	垂直同期パルス幅（T）	1980
	画面の最上部のライン	#42
	画面の最下部のライン	#1121
	垂直ブランキング期間	45H
	フレームの開始	#1

注　Tは基準クロック期間を示し、輝度標本化周波数の逆数である。

○総務省令第八十八号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）（第四条―第十二条）
第三章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）（第十三条―第二十三条）
第四章　雑則（第二十四条・第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下同じ。）に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

（映像の走査等）

第三条　映像の走査は、水平方向には左から右へ、垂直方向には上から下へ一定速度で行うものとする。

2　一の映像の走査線数は、五二五本とし、かつ、一本おきに飛び越して走査するものとする。

3　映像の画面の横と縦の比は、四対三とする。

第二章　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）

（適用の範囲）

第四条　この章の規定は、地上基幹放送局（地上基幹放送試験局を含む。）を用いて行う標準テレビジョン放送に適用があるものとする。

（周波数帯幅等）

第五条　使用する周波数帯幅は、六MHzとする。

2　映像信号搬送波の周波数は、周波数帯幅の下限より一、二五〇kHz高い周波数とする。

3　音声信号搬送波の周波数は、映像信号搬送波の周波数より四・五MHz高い周波数とする。

（映像信号搬送波の変調）

第六条　映像信号搬送波の変調の型式は、振幅変調とする。

2　映像信号（同期信号を含む。次章において同じ。）により変調された電波（以下「映像電波」という。）は、別表第一号に示す残留側波帯特性を有するものとする。

3　映像電波の輻射電力は、被写体の輝度が増加するとき減少するものとする。

（音声信号搬送波の変調）

第七条　音声信号搬送波の変調の型式は、周波数変調とする。

2　音声信号による音声信号搬送波の最大周波数偏移は、（±）二五kHzとする。

3　音声信号は、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりプレエンファシスを行うものとする。

（映像信号）

第八条　映像信号は、被写体の輝度を表す信号（以下「輝度信号」という。）並びに被写体の色相及び彩度を表す信号（以下「色信号」という。）から成るもの又は輝度信号から成るものとし、別表第二号に掲げる方程式によるものとする。この場合において、色信号は、色信号副搬送波を被写体の色相及び彩度に従って変調したときに生ずる側波帯とする。

2　色信号副搬送波の周波数は、三・五七九五四五MHzとする。

（補強信号）

第九条　映像の補強信号は、垂直補強信号（垂直方向の解像度を補強する信号をいう。以下同じ。）、水平補強信号（水平方向の解像度を補強する信号をいう。以下同じ。）又はこれら二つの信号から成るものとし、補強信号を重畳する場合は、第十条第七項に定める識別制御信号も重畳するものとする。